

まちなか広場

活用ガイド

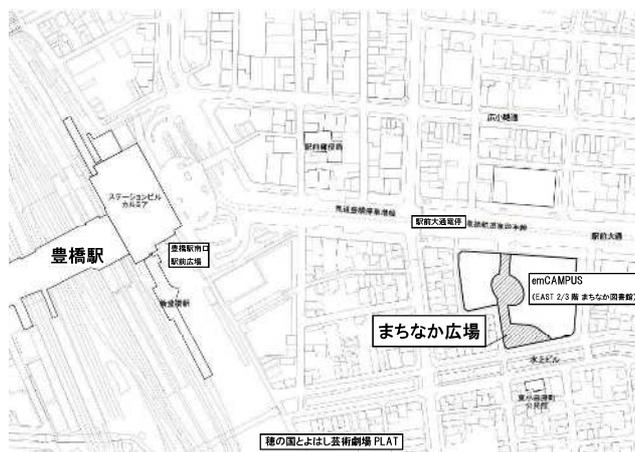


本「活用ガイド」やまちなか広場の使用申請フォームは
こちらの2次元コードからご確認いただけます。

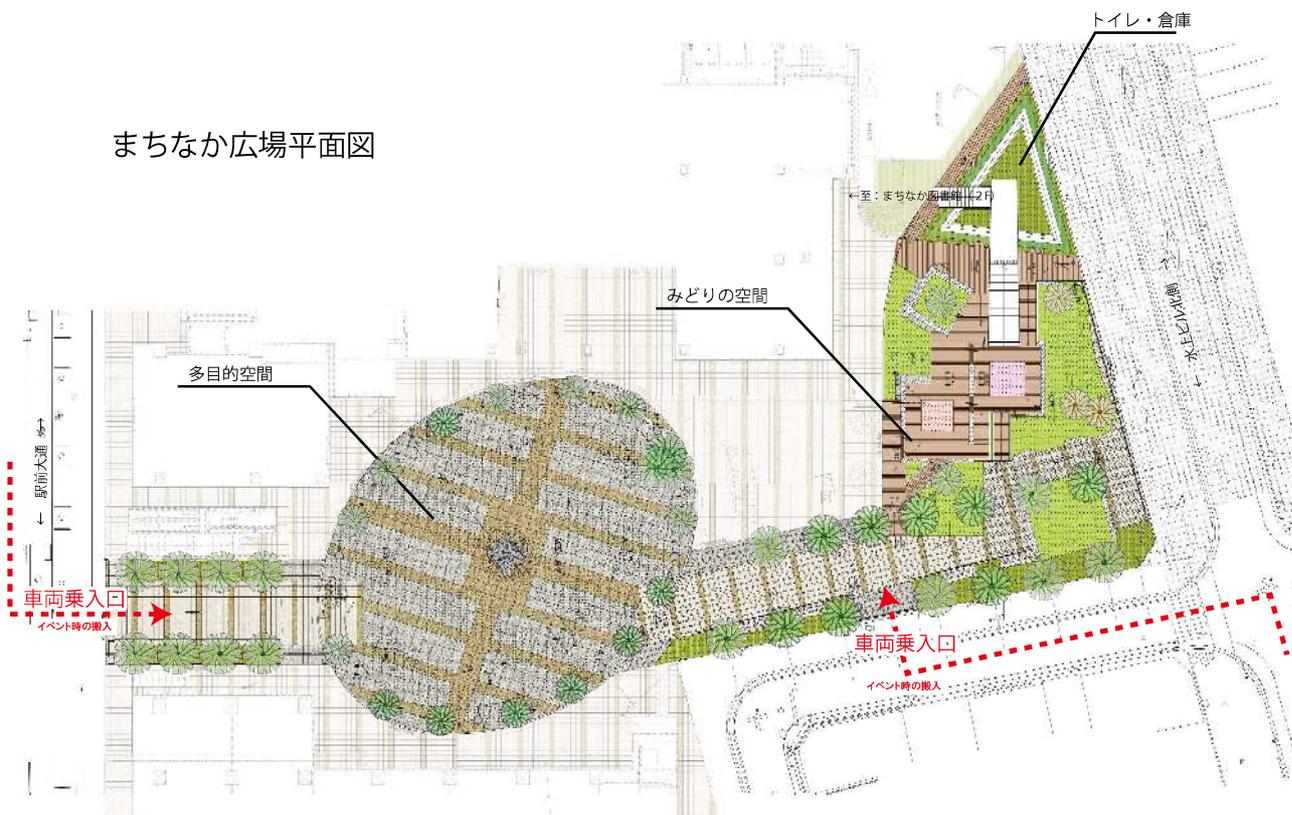


基本情報

- 正式名称 豊橋市まちなか広場
- 所在地 豊橋市駅前大通二丁目 83 番
(emCAMPUS 内)
* 豊橋駅 (東口) から徒歩約 5 分
- 面積 約 2,200 平方メートル



まちなか広場平面図



多目的空間
さまざまなイベントを開催することが可能な多目的空間。イベント開催など専用使用には事前の申請と使用料が必要です。

みどりの空間
のんびりランチを食べたり日向ぼっこできる憩いの空間。「だれでも&いつでも」使えます。みんなで譲り合って心地よい時間を楽しみましょう。

専用使用について

専用可能スペースと時間など

専用使用とは

以下の場合を専用使用といい、予約・使用申請などの手続きや使用料の支払いが必要です。

- ① 多目的空間を貸し切って使用する場合
- ② 営利行為を行う場合

専用可能スペース

多目的空間のうち、右図の部分（約 910 平方メートル）

E …電源ボックス 1500W×2

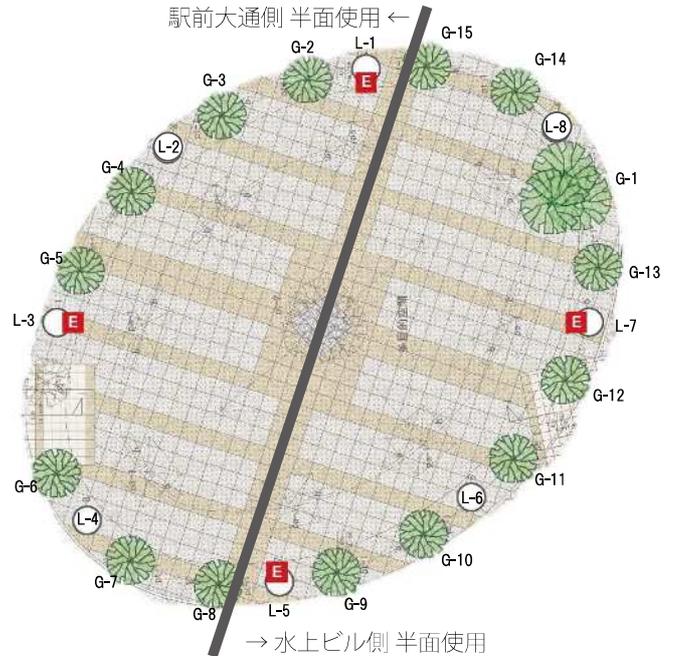
○ …夜間照明灯（L-1～L-8）

L-6 のみ音響機能付

 …植栽（G-1～G-15）

* 場合によっては通路も使用できます。ご相談ください。

* 植栽の移動は原則できません。



半面使用

多目的空間は、半面のみでも専用使用することが可能です。

予約・使用申請の際は、駅前大通側又は水上ビル側を選択してください。

車両の乗り入れについては、許可時に市が指定する1か所を利用してください。

なお、音楽イベントを開催するために専用使用する場合については、全面使用となります。

利用の制限

重さ：8トンまで

高さ：多目的空間の周に沿って歩廊が設置されているため、進入できる車両等の高さに制限があります。

駅前大通側 3.3mまで・水上ビル側 2.7mまで

ガソリン等の燃料を使用した機器（発電機など）を使用することはできません。

専用可能時間

9：00～21：00

* 音楽イベントの開催は10：00～17：00の間に限ります。

* 2日間連続でイベントを開催する場合など、専用可能時間外の使用についてはご相談ください。



専用使用について

使用料・貸出備品一覧

使用料

		昼間		夜間	全日
		9:00 ▼ 13:00	13:00 ▼ 17:00	17:00 ▼ 21:00	9:00 ▼ 21:00
平日	全面使用	¥ 5,100	¥ 5,100	¥ 5,100	¥ 15,300
	半面使用	¥ 2,600	¥ 2,600	¥ 2,600	¥ 7,800
休日	全面使用	¥ 7,700	¥ 7,700	¥ 7,700	¥ 23,100
	半面使用	¥ 3,900	¥ 3,900	¥ 3,900	¥ 11,700

*休日とは、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいいます。

*豊橋市外の方が利用する場合の使用料については、上記表の金額の **1.5 倍の額**になります。

貸出可能備品一覧

備品名	規格・寸法等	貸出可能数量		備考
		全面使用	半面使用	
テント	2.4m×3.6m	4 張	2 張	側幕は無し
テントウェイト	20 kg	32 個	16 個	テント 1 張につき 8 個利用
ガーデンテーブル		3 脚	1 脚	
ガーデンチェア		16 脚	8 脚	
ベンチ		10 脚	5 脚	
チェーンポール チェーン		20 セット	10 セット	
台車		1 台	1 台	
音響		一式	(貸出不可)	
吸音パネル	900 mm × 1800 mm 厚さ 43 mm	3 セット	(貸出不可)	



専用使用について

使用までの流れ



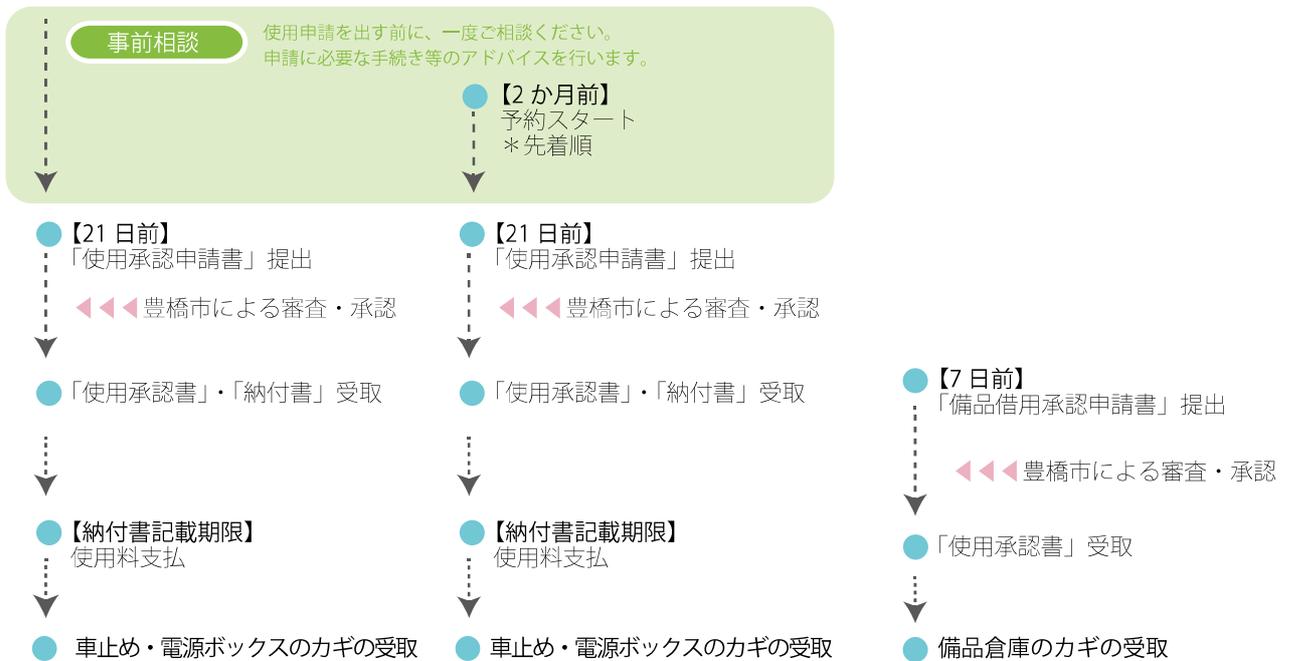
申請はこちらから

予約受付は、全面使用の場合は使用予定日の6ヵ月前から、半面使用の場合は使用予定日の2ヵ月前からです。使用承認を受けた目的以外で使用したり、使用の権利を譲渡または転貸しないでください。

多くの方が利用できるよう、日程が確定してから予約してください。仮で複数日を予約することはご遠慮ください。

全面使用	半面使用	備品貸出 *無料
------	------	----------

●【6ヵ月前】
予約スタート *先着順



広場の使用

- カギの返却
- 【1週間以内】
「使用報告書」提出
- カギの返却
- 【1週間以内】
「使用報告書」提出
- カギの返却
- 【1週間以内】
「備品借用完了報告書」提出

貸出備品 参考写真 (一部の備品のみ)

<p>ガーデンテーブル</p>	<p>ガーデンチェア</p>	<p>ベンチ</p>	<p>チェーンポール チェーン</p>
-----------------	----------------	------------	-------------------------



専用使用について

使用限度や申請方法など

一か月の使用限度

- ① 連続6日まで専用使用することができます。
- ② 土日祝日は、月内3日以上使用することはできません。



使用申請方法

二次元コードを読み取っていただくか以下の URL から「使用申請・予約状況等について」のページにアクセスしていただき、申請（予約）してください。なお、予約状況についても、このページで確認できます。

URL : <https://www.city.toyohashi.lg.jp/58055.htm>

車両の乗り入れ

車両は、多目的空間に乗り入れ可能です。車両の乗入の際は広場利用者の安全に配慮してください。

変更について

- ① 申請内容を変更する場合は、使用予定日の21日前までに「使用承認変更申請書」に「使用承認書」を添付して提出してください。使用予定日の21日前が土日祝日又は年末年始の休日（12/29～1/3）に当たる場合は、直後の営業日まで手続きできます。
既に使用料を納付した方には、変更後の使用料が納付額を下回る場合、差額を返金しますので「還付請求書」を提出してください。反対に納付額を上回る場合、差額分の納付書を送付しますので、納付書記載期限までにお支払ください。
- ② 変更ができるのは、一回限りです。

キャンセルについて

使用予定日より21日前までに「使用承認取消申請書」に「使用承認書」を添付し提出してください。
既に使用料を納付済の場合は全額返金しますので「還付請求書」を提出してください。
21日前を過ぎてからのキャンセルの場合は返金できませんのでご了承ください。

料金の減免について

減免額は以下の通りです。減免申請したい場合は「使用承認申請書」と同時に「使用料減免申請書」を提出してください。

- ① 豊橋市又は豊橋市教育委員会が主催又は共催する行事・・・免除
- ② その他市長が特に必要と認める行事・・・・・・・・・・市長が定める金額

備品の利用について

貸出備品を倉庫に返却する際は、水や汚れを落として格納してください。
貸出備品を破損した場合については、使用者に弁償等をしていただく場合があります。



専用使用について

その他使用にあたっての注意事項

音楽イベント

コンサートや音楽会などイベントとして音を出せる時間は10時から17時までです。
音の大きさの上限は、概ね80dBとします（音量を計測する機器をお貸しします。）。
備品として貸出可能な吸音パネルもご活用ください。

鍵の貸し出し

車両の乗り入れや貸出備品を利用される方へ、車止めや貸出備品を保管している倉庫等の鍵を貸し出します。
まちなか図書館にて鍵の貸し出しを行います。原則当日貸し出し、当日返却です。

ごみの処理と会場清掃

まちなか広場に備え付けのごみ箱はないため、イベントに係るごみは各自分別回収し持ち帰ってください。
専用使用後は清掃をお願いします。倉庫内に保管している以下の清掃用具を使用していただいても結構です。
デッキブラシ1本 バケツ2つ ほうき2本

周辺への駐車・駐輪

まちなか広場に専用の駐車場・駐輪場はありません。周辺の駐車場・とめちやりん東（豊橋駅東口自転車等駐車場）
をご利用ください。
イベントチラシ・ポスターを作成する場合は、公共交通機関の利用を呼びかけてください。

使用料金の還付

使用予定日の21日前までに使用の取消をした場合は全額返金します。
また、使用日当日に暴風警報が発令された場合や、災害等によりやむを得ず使用できない場合は、使用料を全額返金
又は広場使用日を別日に振替します。

広告の表示

広場の使用に伴い、広場の出入口に広告を掲示することができます。



その他

- ・ 広場の使用にあたり、苦情等があった場合には使用者が責任をもって対応してください。
- ・ イベント開催を目的として広場を使用する場合、そのイベント当日の問い合わせ先を明確にしてください。
- ・ 広場使用日当日のトラブルに適切に対処していただけない場合は、次回以降の使用をお断りすることがあります。
- ・ 広場の施設、設備等に破損、汚損等が発生した場合には使用者に原状回復していただきます。
- ・ 持ち込んだ備品や機材は使用者の責任で管理してください。



その他関係機関への 必要な申請・届出

使用したい内容によっては、関係機関への申請や届出が必要な場合があります。申請者は、活動の実施までに申請・届出を済ませ、承諾書等のコピーをまちなか活性課まで提出してください（メール可）。主な窓口は以下のとおりです。

活動内容	申請・届出	申請先
食品の調理や販売をする活動 (商業活動とみなされるもの)	営業許可申請	豊橋市生活衛生課 0532-39-9124
食品の調理や販売をする活動 (商業活動とみなされないもの)	臨時出店届	
酒類の販売	期限付酒類小売業免許届	豊橋税務署 0532-52-6201
火器器具等を使用する露店や屋台の開設	露店等の開設届	豊橋市中消防署 0532-52-0119
		豊橋警察署 交通課 0532-54-0110
歩道や周辺道路へ影響が考えられる活動	事前相談	道路管理者 ・【駅前大通り】 愛知県維持管理課 0532-52-1331 ・【他の周辺道路】 豊橋市土木管理課 0532-51-2506

* 詳細は各申請先にお問い合わせください。

まちなか
広場



禁止事項

-
- ・ スケートボード・ローラースケート等をする事
 - ・ 喫煙
 - ・ 騒音
 - ・ ゴミのポイ捨て
 - ・ 汚水を流す事
 - ・ 直火をおこす事
 - ・ 広場の施設を損傷し、又は汚損する事
 - ・ 他の広場利用者や周辺施設、住宅に迷惑や危険を及ぼす事
 - ・ 広場利用者の通行を妨げる事
 - ・ 宗教等の勧誘行為を行う事
 - ・ 許可のない車両を乗り入れる事
 - ・ 許可なくものを置いたり、売ったりする事
 - ・ 許可なく印刷物、看板等を掲示する事

まちなか
広場



緊急連絡先

平日 8:30～17:15 豊橋市まちなか活性課 0532-55-8101
上記以外 豊橋市役所防災センター 0532-51-2421

みんなが気持ちよく使える広場にしましょう。



■ お問い合わせ先 ■ 豊橋市役所 都市計画部 まちなか活性課

受付時間 平日 8:30~17:15

TEL 0532-55-8101 FAX 0532-55-8100 MAIL machinaka@city.toyohashi.lg.jp

住所 〒440-0897 豊橋市松葉町 2-10